



南会津農村生活体験推進協議会の受入判断基準について

●はじめに

当協議会では、福島県の状況・対策を基に感染リスクを最小限にとどめ、次項の通り受け入れ基準を講じます。

●南会津農村生活体験推進協議会の受入判断基準

当協議会では以下内容に該当しないと判断した場合に受入を行います。ただし、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、延期や感染防止対策などを行ってきましたが、各受入家庭の方々へのアンケート結果及び現在の感染状況を考慮して、判断させていただきます。

- ①福島県及び南会津町・只見町・下郷町・檜枝岐村（以下当地）より、受入が難しいと判断する内容の発表があった場合
- ②当地において、該当する町村（南会津町、只見町、下郷町、檜枝岐村）で新型コロナウイルス感染症拡大・継続的に発生など受入が難しいと思われる場合。
- ③当地が講じた新型コロナウイルス感染防止対策により、県をまたぐ移動または観光客の受入制限が出た場合
- ④当地への移動について、各交通機関の車内で他の人との十分な距離を保てない、また消毒等の感染予防を徹底いただけない場合
- ⑤その他、当協議会で受入ができないと判断した場合

●上記以外の対応については、世の中の情勢、地域の受入環境を踏まえて、旅行会社様と協議させていただくと同時に、必要な対策の見直しを行います。

教育旅行農家民泊に参加される皆様へ



新型コロナウイルス

感染防止
対策マニュアル

南会津農村生活体験推進協議会が受け入れる 教育旅行農家民泊での対応について

■基本的なポリシー

- 実施（受け入れ）の前提として、お客様やサービス提供従事者（学校関係者・旅行会社・事務局スタッフ・宿泊施設関係者など）の中に**無症状感染者がいる可能性**があることを踏まえて、感染防止策を取る必要があります。

※旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第2版)～旅行中の対応に関する記述より

- 現時点では感染の条件や決まった症状の全てが明らかではなく、治療法が確立していないこと、ワクチン接種が完全な予防とはならないことから、決定的な予防が未確定な感染症であるため、**感染することで起こりうるリスクを最大限に考慮して行動しなければなりません。**
- すべてにおいて**安全を最優先**として考えなければなりません。

実施前

確認事項

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止のための健康チェックシート（以下健康チェックシート）内容をもとに生徒様・引率者様の健康観察をお願いします。
そのうえで、感染の疑いまたは症状が無い方のみ受入させていただきます。
- 2 通常旅行にお持ちいただくもの以外に、予め以下のものをあわせてお持ちいただくようお願いします。
・マスク（使い捨て、その他可）
・ナイロン袋（持参したタオル、衣類、マスク等を密閉収納できる袋）
- 3 当地での教育旅行農家民泊を実施される前日または前々日に、健康チェックシートへ保護者署名をお願いします。
また健康チェックシートへの記入については、虚偽記載がないようご指導をお願いいたします。
- 4 同居のご家族様を含めて生徒様の出発前の健康観察を徹底し、発熱や体調不良の場合は参加を取りやめいただくようご協力をお願いいたします。



実施中 [基本事項]

1 生徒様へ

- 1 対面式・お別れ会等の合同での式は行いません。当地へ到着後は、乗車してきたバスでそれぞれの受入家庭まで向かい、直接対面いただけます。終了後も同様に受入家庭でお別れを行い、そのままバスに乗り戻いただきます。また、バス降車時に体温をチェックいたします。高い熱がある方、息苦しい症状がある方、及び重症化しやすい方^{※1}で軽いかぜ症状のある方については、「受診・相談センター」に連絡し指示を仰ぐこととなります。
- 2 民泊滞在中は必ず、生徒本人が健康チェックシートへ記入し健康観察を行ってください。



- 3 民泊滞在中は食事や入浴以外はマスクを着用してください。（体験中は家庭の方に相談しながら、熱中症などに気を付けて着用し、こまめな水分補給をしてください。）
- 4 屋内に入る際、体験前後、調理・食事前など、適時手指消毒や手洗いを行ってください。
- 5 調理体験・食事中は大声を避け、飛沫感染に気を付けながら行ってください。



※1：高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性肺気腫や肺気腫など）がある方や過労を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを服用している方

2 引率者様(学校)の方へ

- 1 当地滞在中は、健康チェックシートへ記入し健康観察を行ってください。
- 2 当地滞在中は、マスクを着用し、適時手洗い・手指消毒を行ってください。
- 3 本部宿舎で過ごす際は、宿泊施設のガイドラインや対応をご確認いただき、適切な感染予防に努めてください。



3 旅行会社様へ

- 1 生徒様・引率者様のなかで、
出発前から体調不良者がいる場合、健康チェックシートで症状が見受けられる場合、民泊の受入ができませんので、参加をご遠慮ください。
この場合の手配に係るキャンセル料金は発生いたしません。



- 2 実施途中で生徒様・引率者様が離団した場合の、当地から自宅までの移動手配は予め準備願います。

- 6 当地到着までの間、長時間バス乗車しなければなりませんので、途中での休憩は余裕をもって設定いただき、トイレ・手洗い・消毒が適時できるよう旅程を計画願います。また、バス内や途中立ち寄り場所での感染防止対策が確実に行われていることを前提に受入をいたします。



- 4 新型コロナウイルスの感染状況により、実施する学校がある地域及び当地の地方自治体が発する情報により、感染者の拡大が見受けられる場合や実施が難しいと判断した場合などは、実施直前でも中止する場合がありますので、予めご了承ください。

※2：南会津郡村生活体健康推進協議会の受入判断基準参照

- 5 当地滞在中に新型コロナウイルス感染症の疑いにより、待機場所としての本部宿舍や専門外来等への送迎が発生した場合、担当旅行会社様で対応願います。公共交通機関が使えない場合は、予め車両を準備頂くかレンタカーを利用願います。また、PCR検査等で一時待機が必要な場合は、旅行会社様より本部宿舍等への手配をお願いします。



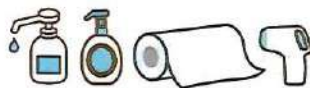
- 6 生徒様の食物アレルギーや既往症の事前調査に加え、新型コロナウイルスの重症化リスクの可能性を十分に考慮し、主治医の見解を保護者の方に確認のうえ、学校との協議により参加の是非を検討してください。

4 事務局対応について

- 1 対応する事務局スタッフは、受入期間中の健康チェックシートによる健康観察を行います。体調不良者が出た場合はスタッフを変更して対応します。

- 2 実施前の健康観察により受入条件が整っていた生徒様が、当地到着までの間に体調不良となった場合、速やかに添乗員、事務局スタッフに連絡願います。健康観察を行い、改めて安全が確認できた場合は受入家庭へ移動していただき通常の民泊を実施いたします。再度健康観察後引き続き疑わしい症状が見受けられる場合、民泊受入をお断りさせていただきます。

- 3 各受入家庭には、手指消毒液、手洗い石鹸、ペーパータオル、非接触体温計を準備いたします。



【参考資料・文献】●厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症について」●新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) ●日本旅行業協会、全国旅行業協会「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」●新潟県「新型コロナウイルス感染症発生対応ガイドライン」●南会津郡・只見町・下郷町・津川町の各 HP ●全国子ども体健ネットワーク、全国教育現場協会「教育現場・新型コロナウイルス感染症上・緊急対策ガイドライン」●日本旅行業協会「旅行業現場における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内移学旅行の手引き」●新潟県 HP ●国立感染症研究所 HP ●NHK HP「12月21日新型コロナウイルス」

実施中(基本事項)

4 巡回を実施するかどうか?

受入家庭の巡回については、3密状態を防ぐため、乗車人数を制限し、予め訪問する家庭を数軒に限定し事務局と協議いただいたうえで対応させていただきます。また、訪問先家庭では、屋外にて生徒様の状況確認等をしていただきます。雨天時は車中より確認いただきます。巡回車両乗車の基準は以下の通りです。

- 乗車人数2名(7名定員車両の中列及び後列に1名ずつ。助手席は乗車できません)
- 通常は換気のため少し窓を開けて走行します。
- 乗車する方は必ずマスクを着用し、適時手指消毒を行ってください。
- 車内では極力会話を避けてください。



5 学校様の手配するカメラマンにつきましては、感染予防対策を徹底した上で撮影をお願いします。

6 事務局としては、学校様と旅行会社で行うミーティング等へは参加いたしませんので、添乗員より報告を受けるなどで対応いたします。

7 受入家庭から(または受入家庭まで)の生徒の送迎は基本的に学校様手配のバスで行っていただきますが、地域によりバスが入れない場所へは事務局手配の車両で送迎いたします。ただし、それ以外の生徒や引率者(先生)、添乗員の方の送迎はできません。

8 感染防止対策のため、昼食などを全員またはクラス単位で集まって食べる場所(体育館など)を事務局で手配することはできません。予め感染防止ガイドラインを設定した集団宿泊施設での昼食、団体用食事場所などを手配してください。



実施中の対応(緊急時)

- 1 生徒様・引率者様及び事務局スタッフ・添乗員他関係者様が体調不良となった場合で、新型コロナウイルス感染症が疑われ、**受診・相談センターに相談する目安が変更される場合(1.10のケース)**は速やかに相談し、指示を仰ぐこととなります。
- 2 ①以外の体調不良が見受けられる場合、生徒様は本部宿舎に滞在し経過観察していただくことがあります。
- 3 新型コロナウイルス感染症が疑われる方が出た場合、及び検査結果により陽性となった場合、濃厚接触者と認められる方は、それ以降の民泊体験を中止いたします。

※1: 濃厚接触者の定義として、厚生労働省が発表した「新型コロナウイルス感染症患者に対する接触者の追跡調査実施要領(令和2年6月25日版)」にある該当者の条件を参考にしております。
●濃厚接触例と認められるのは原則目的・場所・時間・手段を問わず下記の方 ●目的が感染防止にのみ(確定例)を把握、監視しなくてはならない方
●濃厚接触例と認められるのは従来従来で濃厚接触が認めらる方 ●その中で感染防止に必要と認められた場合は、1メートル以内、必要の時間を守りながら、閉鎖空間(バス、15分以上の接触があった閉鎖空間)の濃厚接触者として濃厚接触者と認められます。

実施後

生徒様・引率者(学校)様・旅行会社様

- 1 実施後の2週間間は健康観察を行ってください。万が一実施後2週間までの間に、新型コロナウイルス感染症を発症した方がいる場合、また同居する家族が発症した場合は、速やかに当事務局に連絡してください。当事務局スタッフ・同居家族、及び受入家庭の方で同様の症状がある場合は、旅行会社担当の方へ連絡いたします。
- 2 生徒様の忘れ物について、発送対応などで様々な方の手に触れることを考慮し、貴重品やどうしても必要なもの以外は当事務局で処分させていただく場合があります。

新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対応

当協議会では、福島県が設定する「感染が疑われる場合の対応」に従って対応いたします。

◆相談の目安

次の症状がある場合は、受診・相談センターへ相談を行う
風邪のような症状、発熱、強いだるさ息苦しさがある場合

◆対応の手順

感染の疑いのある方は、医療機関を受診する前に
身近な医療機関や「受診・相談センター」に電話で相談します。

相談の結果、感染の疑いがあると判断される場合は、
専門の医療機関【帰国者・接触者外来】等で受診してください。
医療機関へはマスクを着用し、
公共交通機関の利用を避けて訪問しましょう。

新型コロナウイルスの検査を実施します。

結果が陽性で、まん延防止のため
知事が必要と認めるときは、入院勧告をおこないます。

連絡・相談先 受診・相談センター 毎日(24時間/土日祝日含む)対応/Tel:0120-567-747

その他

これまでの記載は、現時点での対応策となります。新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止、及び関連する情報は日々更新され、対策や対応についても最新の公式情報に合わせて変更になる場合があります。また、それらの状況や受入家庭の意向を考慮しながら今後の受入を行う予定ですので、次年度以降の予約を受け付けておりますが、場合により受入をお断りする場合がございます。